

岩手県告示第474号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和7年7月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 令和7年6月20日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐々林
 - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字樋の沢51番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木海市
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第2365号
 - （3） 処分の内容 内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 令和7年6月19日付けで内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 令和7年6月4日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 横田建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町大原字立町56番地
 - ウ 代表者の氏名 横田邦治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－2）第6495号
 - （3） 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 令和7年6月2日付けで建築工事業、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3（1） 処分をした年月日 令和7年6月19日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社多田建設
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市早瀬町三丁目9番11号
 - ウ 代表者の氏名 多田勝美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第6928号
 - （3） 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 令和7年6月9日付けで大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4（1） 処分をした年月日 令和7年5月26日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三上建設
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町二升石字坂の下3番地1
 - ウ 代表者の氏名 三上勝則
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－3）第8837号
 - （3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取

消し

- (4) 処分の原因となった事実 令和7年4月17日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和7年7月2日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 伊藤硝子
イ 主たる営業所の所在地 一関市新町4番9号
ウ 代表者の氏名 伊藤里治
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第9456号

(3) 処分の内容 ガラス工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 令和7年7月1日付けでガラス工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和7年7月4日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社松川工務店
イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字新町11地割4番地
ウ 代表者の氏名 松川一夫
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第50088号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 令和7年6月30日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。